

第六十七号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「した者」の下に「（当該者が死亡した場合は、当該者に代わる者として知事が認めるもの）」を加える。

第二十五条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

別表第二中

青山霊園	谷中霊園	多磨霊園	八柱霊園	小平霊園
一平方メートルにつき				
二百七十五万八千円	百七十八万七千円	九十万円	十九万七千円	八十五万六千円

を

青山霊園	二百七十五万八千円
谷中霊園	百七十八万七千円

染井霊園	谷中霊園	青山霊園	一箇所につき			六十六万円	六十四万五千円	九十五万三千円		
谷中霊園	青山霊園	一箇所につき			六十四万五千円	九十五万三千円				
小平霊園	八柱霊園	多磨霊園	染井霊園	一平方メートルにつき			八十五万六千円	十九万七千円	九十万円	百七十万一千円

に、

を

に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

染井霊園の一般埋蔵施設及び立体埋蔵施設の使用料に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。